

大臣官房文教施設企画・防災部 安全・安心で質の高い学校施設等整備の推進

文部科学省では学校施設の長寿命化対策、環境を考慮した整備等を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集などの作成を通じて、質の高い学校づくりを進めています。

また、誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、耐震化や防災機能強化を推進するとともに、災害復旧を支援しています。

1

豊かな学校施設環境の構築

(1) 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定しています。また、今後の学校施設の在り方や、学校施設整備指針の策定について、学識経験者等からなる「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において調査研究を行ってきました。近年では、学習指導要領の改訂等に対応するため、平成30年3月に幼稚園、平成31年3月に小学校及び中学校、令和3年5月に高等学校の施設整備指針を改訂しました。



学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/index.htm

また、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、協力者会議の下に「新しい時代の学校施設検討部会」を設置し、令和3年1月から新しい時代の学びを実現するための学校施設の在り方やその推進方策について検討を進めてきました。その成果は、令和4年3月に「Schools

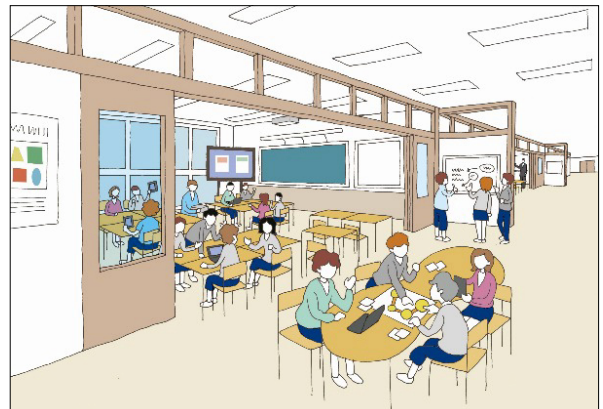
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

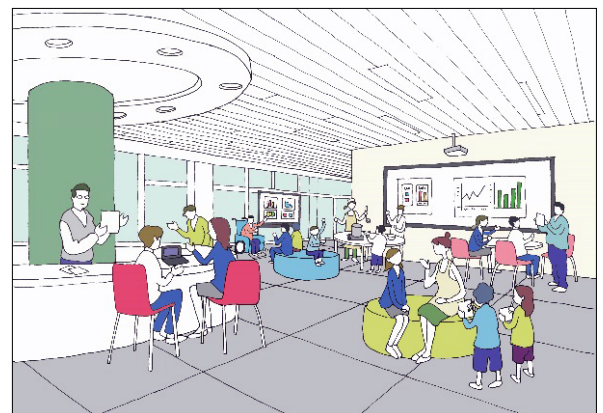
- 学び ≫ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 生活 ≫ 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
- 共創 ≫ 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

- 安全 ≫ 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
- 環境 ≫ 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



（学び）多目的スペースの活用による多様な活動へ柔軟に対応できる学習空間



（共創）地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間

新しい時代の学び舎として目指していく姿

for the Future『未来思考』で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」をコンセプトとした最終報告としてまとめられ、柔軟で創造的な学習空間や地域・社会との共創空間など、新しい時代の学び舎として目指す5つの姿と、長寿命化改修等を通じた教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進などの具体的な推進方策が提言されました。こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの構築、財政支援制度の充実や学校施設整備指針の改訂などを通じ、新しい時代の学校施設整備に対する学校設置者の取組を支援しています。

また、令和3年3月には、特別支援学校学習指導要領の改訂を踏まえ、「特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会」を新たに立ち上げました。障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、1人1人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていくための検討を進め、令和4年3月に報告書を取りまとめました。

(2) 学校施設のバリアフリー化の推進

令和3年4月に改正バリアフリー法等が施行され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられ、2,000㎡以上の公立小中学校等を建築等する際に、バリアフリー基準適合が義務付けられたほか、2,000㎡未満のものを建築する際や、既存のものについても努力義務が課せられました。

一方、文部科学省が実施した「学校施設におけるバリアフリー化の状況調査」(令和2年5月1日時点)では、既存施設のバリアフリー化が必ずしも十分整備されているとは言い難い状況であることが明らかになりました。

文部科学省では令和2年7月に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」を設置し、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討を行い、令和2年12月に報告書を取りまとめました。また、この報告書を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂し、国としての公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を示しました。

文部科学省では学校設置者に対し、調査結果や報告書、整備目標について通知するとともに、バリアフリー化の計画策定、取組の加速化を要請しました。また、令和3年度より既存施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げたことに加え、セミナー動画の公開、相談窓口の設置等を行いました。引き続き、学校設置者の取組を積極的に支援してまいります。



学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議(報告等)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/O44/index.htm

対象		令和2年度(現状)	令和7年度末までの目標	
車椅子使用者用トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当	
	屋内運動場	36.9%		
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する	
		屋内運動場		74.4%
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎		57.3%
		屋内運動場		57.0%
エレベーター	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当	
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当	

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

2

学校施設の長寿命化と維持管理

(1) インフラ長寿命化への取組

政府の「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)を踏まえ、文部科学省では、平成27年3月に「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(以下「行動計画」という。)を策定し、文部科学省所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進してきたところです。また、当初の計画期間(平成27年度～令和2年度)が終了したことから、令和3年3月には、今後の5年間における更なる長寿命化対策の取組を推進するため、これまでの取組状況等を踏まえ、行動計画の見直しを行い、一部改定を行いました。

改定後の行動計画では、各設置者におけるメンテナンス

サイクルの構築や、中長期的な維持管理等におけるトータルコストの縮減、予算の平準化を目指すべき姿として掲げ、各設置者における取組を推進していくこととしています。

具体的には、全ての公立文教施設で個別施設計画が策定されるよう、引き続き、策定状況について定期的に把握・公表することとしています。また、社会状況の変化等を踏まえ、計画の適時の見直しや内容の充実化が図られるよう、各設置者が策定した個別施設計画に記載されている主な内容をまとめた一覧表を公表するとともに、計画の内容充実に向けた見直しに資する事例集の作成、周知を行うなど、メンテナンスサイクル構築の円滑な実施に向けた環境整備にも取り組むこととしています。

文部科学省では、引き続き、各設置者における長寿命化対策の取組の支援に努めてまいります。

(2) 公立学校の長寿命化対策

公立学校施設については、これまで耐震化を優先的に進めてきましたが、その一方で、老朽化が進行した学校施設の増加に伴い、安全面や機能面における不具合の発生件数が大幅に増加するなど、対策が喫緊の課題となっています。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、少人数による指導体制や1人1台端末に対応した施設環境の整備、バリアフリー化、空調設備の設置、トイレの改修、省エネルギー化などの学校施設の機能・性能の向上が求められています。さらに、公立学校の約9割が避難所に指定されており、防災機能の強化も求められています。

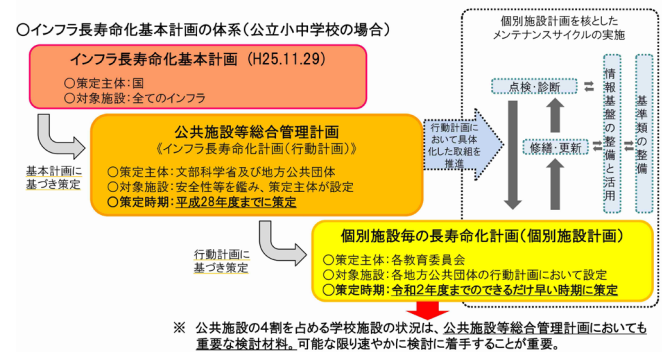
厳しい財政状況の下、これらの課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

文部科学省では、公立学校施設の個別施設計画を令和2年度までに策定するよう要請してきたところであり、令和3年4月1日現在で92%の学校設置者において策定が完了しています。また、令和3年度からは、個別施設計画の策定

を交付金事業申請の前提条件としています。地方公共団体による長寿命化改修の導入を推進するため、平成25年度から地方公共団体が行う長寿命化改修に対する国庫補助を行うとともに、令和2年度からは長寿命化を図る前提で実施する予防的な改修についても補助対象としています。

今後も引き続き、各地方公共団体が、長寿命化改修などの老朽化対策をそれぞれの実情に応じて適切に進めることができるよう支援してまいります。



改築同等の教育環境を確保



廊下の壁を一部撤去して多目的スペースを

(3) 学校施設における維持管理の徹底

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性が求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年等により満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者等は、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、安全面における不具合が増加しています。これまでも体育館の床板の剥離による負傷事故に対し、適切な清掃（ワックス掛け・水拭きの禁止）や日常点検を要請する通知（平成29年5月）、工作物及び機器等について倒壊や落下等により重大な事故につながるおそれの有無等の点検を要請する通知（令和3年5月）などを発出し、学校の安全確保をお願いしています。

また、文部科学省では、適切な維持管理が進むよう「子供たちの安全を守るために―学校設置者のための維持管理手引―」（平成28年3月）、「学校施設の維持管理の徹底に向けて―子供たちを守るために―」（令和2年5月）などを作成し、学校設置者に周知しています。

今後も引き続き、学校施設における維持管理の適切な実施を推進していきます。

(4) 文教施設への民間資金等の活用

効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するためには、多様な PPP/PFI (Public Private Partnership / Private Finance Initiative) を推進することが重要です。

令和3年6月18日、民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）」（以下「アクションプラン」という。）では、学校等のキャッシュフローを生み出しにくいインフラについても、老朽化や地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、包括的民間委託や PFI 方式の導入を推進することとされました。

文部科学省では、文教施設における多様な PPP/PFI の導入が促進されるよう、地方公共団体等における導入検討の支援事業を平成 29 年度から実施しています。また、令和2年3月には、「施設整備を含む先導的な PPP/PFI 事業編」、「維持管理等のみを行う先導的な PPP/PFI 事業編」、「効

果的・効率的に集約化・共用化等を行った文教施設編」の3編により構成された「文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集」を作成しました。さらに、令和4年3月には、「文教施設分野における包括的民間委託導入に向けた手引き」を作成するとともに、これらをセミナーで地方公共団体や事業者へ周知を図ったところです。

今後もこれらの取組を通じて、PPP/PFI を検討する地方公共団体の支援に取り組んでいきます。

3

環境を考慮した学校施設づくり

(1) 環境を考慮した学校施設の整備推進

地球温暖化など様々な課題が深刻化する中、全国の学校設置者において、再生可能エネルギー設備の導入、校舎や体育館の断熱性の向上、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備が進められています。

エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能も果たし、施設自体の建築的要素と運営・教育という人的要素が調和して機能するよう、「施設面」・「運営面」・「教育面」の3つの視点に留意することが重要です。

文部科学省では、関係省庁と連携してエコスクールの整備を推進しており、エコスクールパイロット・モデル事業を平成9年度から28年度まで実施し、1,663校認定してきました。また平成29年度からの「エコスクール・プラス」では、これまでに249校認定しています。

さらに、整備されたエコスクールを一層活用していくため、令和元年度に「環境を考慮した学校施設づくり事例集―継続的に活用するためのヒント―」を作成し、学校設置者の取組を促進しています。

また、脱炭素社会の実現に向けては、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を積極的に推進することが求められています。このため、これまでのエコスクールの取組を深化し広げていくとともに、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の整備の推進に取り組んでまいります。令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、国庫補助の上乗せを行います。

引き続き、エコスクールの整備の推進に取り組んでまいります。



環境を考慮した
学校施設づくり事例集
—継続的に活用するためのヒント—
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

対策に関する資料「学校でできる省エネ」や「学校等における省エネルギー推進のための手引き」を作成し、省エネルギー対策に関する講習会の開催などの取組を行っています。

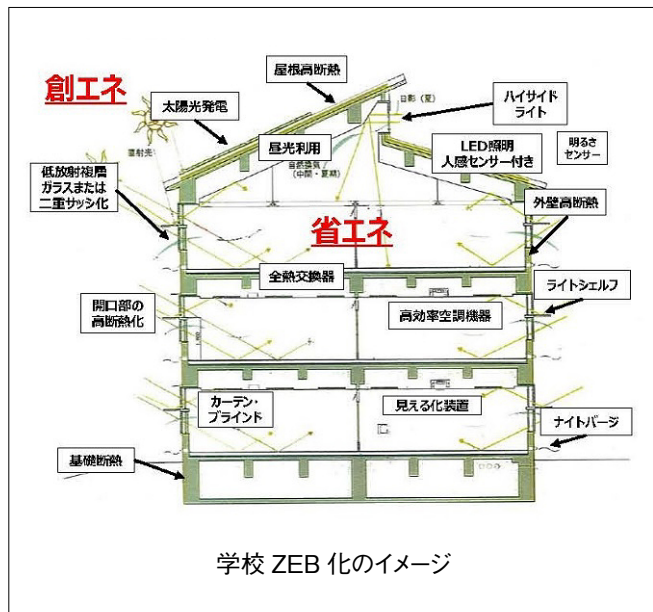
また、学校設置者等に対し、エネルギー使用量が増加する夏季と冬季に省エネルギーの取組への協力を呼び掛けています。



省エネ法、グリーン購入法等への取組
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm

(3) 木材を活用した学校施設づくり

学校施設における木材利用は、木材の柔らかで温かみのある感触や優れた調湿効果から、豊かで快適な学習環境づくりを行う上で大きな効果が期待できます。また、森林の保全、地場産業の活性化などの観点からも大きな意義があります。



「令和3年度 木材を活用した学校施設づくり講習会」より
(富山県 魚津市立星の杜小学校)

https://www.mext.go.jp/a_menusisetumoku/ou/1421707_00001.htm

(2) 学校における省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、学校はエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。省エネルギーは、我慢によるエネルギー使用量の削減を求めることではなく、児童生徒の学習環境を確保した上でエネルギーを無駄なく使用することです。

近年の学校施設は、エアコン設置やICT導入による高機能化や学校教育以外の多目的利用等による多機能化によりエネルギー使用量が増加する傾向にあり、地方公共団体が省エネルギーの推進に苦慮している状況が見られます。

このため、文部科学省では、学校でできる省エネルギー

このため、文部科学省では、学校施設における木材利用を促進するため、「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—（改訂版）」（平成30年度）や「木の学校づくり学校施設等の CLT 活用事例」（令和元年度）などの事例集や手引きの作成、施策や好事例を紹介する講習会を毎年度実施しています。また、地域材を利用した木造の公立学校施設の整備について財政支援を行っています。

このほか、木材利用に関する取組として、木造3階建ての校舎については、平成30年の建築基準法改正により建

築しやすくなっています。また、令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により、木材利用の促進にかかる対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、より一層の木材利用を推進することが求められています。

文部科学省では、こうした状況も踏まえて、今後も引き続き、木材を利用した学校施設づくりに取り組んでまいります。

4

公立特別支援学校の 教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和3年10月1日現在、全国で3,740教室が不足しています。前回調査（令和元年5月1日現在）と比較して、578教室増加しており、依然として高い水準で全国的に教室不足が生じています。

文部科学省では、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新增築等の施設整備に対して、優先的に国庫補助を行っています。また、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を1/3から1/2へ引き上げています。各設置者に対しては、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可及的速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。今後、各設置者に対し、解消の前倒しの可否や課題等について個別にヒアリングするなど、きめ細かくフォローアップし、対応の加速化を働きかけていきます。

5

公立学校の廃校・余裕教室の活用

少子化に伴う児童生徒数の減少による廃校や余裕教室

の有効活用が課題となっています。こうした状況を受けて、文部科学省では次のような取組を実施しています。

① 活用事例等の情報提供

廃校・余裕教室の活用事例や、活用用途を募集している廃校施設の一覧、活用にあたって利用可能な各省庁の補助制度等についてパンフレットや文部科学省のホームページを通じて情報提供したり、廃校を所有する地方公共団体と活用希望者とのマッチングを図るイベントを開催したりしています。



～未来につなごう～
「みんなの廃校プロジェクト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

② 財産処分手続の簡素化

国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分であれば、原則として国庫納付を不要にする等、財産処分手続を簡素化しています。



余裕教室の有効活用
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm



IT企業のオフィスとして廃校を活用

6

災害に強い学校施設整備

(1) 学校施設の耐震化等

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。

そのため、文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。その結果、令和3年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99.6%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.5%となり、おおむね完了した状況です。文部科学省としては、これらの対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。

「平成28年熊本地震」では、公立学校施設においては、耐震化や吊り天井の対策が進んでいたため、倒壊・崩壊等の大きな被害は発生しませんでした。一方、吊り天井以外の非構造部材における被害が大きく、避難所としての使用ができない学校も多くありました。このような経験を踏まえ、文部科学省に設置した有識者会議で取りまとめた緊急提言では、安全対策の観点から優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うこと、学校施設の防災機能に関して、学校施設ごとに避難所として求められる役割・備えるべき機能等を明確化すること、といった課題が提示されました。

また、文部科学省において実施した避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査では、平成31年4月1日時点で、避難所としての防災機能の整備が進んでいるものの、断水時のトイレ使用が可能な学校が6割弱にとどまるなど、引き続き対策が必要な状況でした。これを受け、防災担当部局等と教育委員会の連携協力体制の構築を図るとともに、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう取り組んでいます。

加えて、「平成30年大阪府北部を震源とする地震」における学校のブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省では、学校施設におけるブロック塀等の安全対策等に対して財政支援を行うとともに、速やかな対策の完了を要請してきました。その結果、令和2年9月時点の調査では、安全対策が完了した学校数の割合は、全学校数の91.6%（約4万7千校）となりました。文部科学省としては、引き続き、安全対策が未完了のブロック塀等を保有する学校の設置者に対して、安全対策の実施が進むよう、指導しています。

(2) 近年の水害に対する取組

「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」等で発生した大規模な風水害により、学校施設等に甚大な被害が広範囲に及びました。令和3年6月に文部科学省において公表した調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることがわかりました。こ



屋内運動場の吊り天井の落下防止対策の例（天井撤去）



大雨による浸水により被災した学校施設

のことから、上記調査結果の公表と合わせて、文部科学省において「学校施設の waters・土砂災害対策事例集」を作成し、各学校設置者へ周知をしました。また、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」を令和3年11月に立ち上げ、本協力者会議のもとに水害対策検討部会を置き、学校施設の water 対策の考え方、検討手法などについて検討を行っています。

(3) 防災・減災、国土強靱化への取組

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に講ずる対策をとりまとめたものとして「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定されました。この中で、学校施設関係の対策として、非構造部材の耐震対策を含む老朽化対策や、防災機能強化対策を行うこととされています。

文部科学省としては、地震や津波などの大規模な災害時において避難所としての役割も果たす学校施設の機能維持を図るため、財政支援など必要な支援に取り組んでまいります。

(4) 学校施設の災害復旧

文部科学省では、自然災害により被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています。特に、激甚災害に指定された災害に関しては、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられます。

このような取組により、平成23年に発生した「東日本大震災」により被災した学校施設については、国からの支援を得て復旧する公立学校 2,328 校のうち 2,319 校（99.6%）の復旧が完了しました。

東日本大震災以降も、「平成28年熊本地震」、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」など相次ぐ災害により、多くの学校施設が被害を受けました。これらの災害の被災地でも、国からの支援を得て、仮設校舎の設置や校舎の本復旧などが現在も進められています。

文部科学省では、引き続き、自然災害により被害を受けた学校施設の早期復旧に向けて支援してまいります。